第４回　鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会　会議録

１．日　時　　平成２９年１０月２５日（水）午後２時００分～４時００分
２．場　所　　鳥取市役所４階第２会議室
３．出席者
（委員）　上山弘子委員、松田吉正委員、坂根政代委員、白岩晁委員、小川泰司委員
田中くに枝委員、牛尾柳一郎委員、佐藤淳子委員、薛末子委員、小谷喜典委員
田中完治委員、　委員１１名出席
欠席　一盛真委員、今度珠美委員、竹森貞美委員、吉田佐智子委員、大谷喜博委員
大和谷朝委員、吉田裕治委員　７名
（鳥取市）　人権政策監、人権推進課長補佐、人権推進課職員、中央人権福祉センター職員

４．会議事項
・開会挨拶
・協議　鳥取市人権施策基本方針の第２次改訂について

《会長あいさつ》
本日は「第４回鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」ということでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。前回、「それぞれの人権課題」ということで、分科会に分かれてご協議いただきました。それぞれから修正案が出ておりますので、それについてご意見をいただきながら、より良いものにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

《協議》

会長　それでは協議事項に入りたいと思います。まずは第３章「基本的施策の推進と推進体制の確立」まで、事務局説明をお願いします。

事務局　【事務局より説明】
鳥取市人権施策基本方針第２次改訂素案概要

会長　ただいま事務局の方から説明をいただきました。この文章につきまして、意見・質問等がありましたらお願いします。

委員　５ページです。文体の関係ですが、赤字の「推進しています」と修正しているところで、他の黒字のところでも「進めてきました」とか「いきます」など様々な表現があるので、これで統一するのであれば確認しておきたいです。それと、赤字になっている「諸制度を形作るなかで」は言い回しがおかしくはないでしょうか。「形作り、様々な取り組みを推進していきます」とか、少しスッキリさせたほうがよいと思います。あと、７ページ上から２行目、「策定するなかで」ではなくて「策定し、取り組んでいく」ということだと思うのでそのように修正すべきだと思います。７ページの下の赤字の「踏まえながら」ではなく、「踏まえ、策定していく」だと思います。「ながら」はいらないと思います。９ページの「人権擁護の推進について」というところで、ここで大切だと謳われているのは、実態把握と相談機能の強化ということだと思います。相談機能の強化についてということで赤字の部分に書かれているわけですが、実際ここの部分と１１ページの④の「相談機能の取り組み」のところが、文の内容的にも重なるところが多いと思いますので、ここでの表記は簡単にしておいて、相談機能の方をしっかりと書き込んではどうかと思います。あと、ここの「相談窓口を明確にし」というところがあったと思いますが、では相談窓口をどこで示すのか、というところを問題意識を持っていただいて、また後で提示いただければと思います。１０ページです。ここはインターネットの問題で、鳥取市としてのインターネ

ット問題への対応の考え方を示しておくべきではないかということで、赤字のところにそれを示していただいたわけですが、「インターネット上の人権侵害に対応する啓発活動としても位置付けるとともに」とありますが、具体的にはどういうことかと、④でどういう啓発活動を行うのか。ここで書かれている一つは啓発活動、二つ目は悪質な書き込み等に対しては国や県と連携して削除要請を行っていく、そして三つ目が、この問題に対抗できる実効性の良い法律の整備について要望すると、これが三つの施策だと思います。啓発にしても書き込み等への対応にしても、また国への要望にしても、引き続きやっていくということだと思いますが、もう少し踏み込んで、例えば削除要請が誰でも出来るように、もちろん一遍にはならないと思いますので、そのために、削除要請等が出来るようなインターネット問題に対しての人材養成の講座を行うとか、または啓発としては「インターネットと人権」というような冊子を作成するとか、そういうようなことを市としてやっていくということを書き出した方が良いのではないかと思いましたので、再度提案ということで意見に代えさせていただきたいと思っています。あと１２ページの赤字の真ん中の段落で、ここも相談体制のことで重なってきている部分があると思いますので、整理がいると思います。

会長　今、委員が発言された部分について何かご意見がありましたらお願いします。
無いようですので、ただいまの意見を反映した内容に修正をお願いします。

委員　文章に出てくる文言で、「取り組み」と表記しているが、自分が他の自治体にいたときには「取組」と表記するのが行政用語だと聞いた。鳥取市では「取り組み」の表記でいくのか。

事務局　鳥取市の公文書規定に基づいて表記する必要があるが、名詞なのか動詞なのかで表記の仕方が変わってくる場合もある。「とりくみ」なら「取組」と表記できるが、「とりくんでいく」だと「取り組んで」と表記しなければならない。名詞としての「取組」と動詞としての「取り組み」が混在すると混乱を招くおそれがあるので、「取り組み」表記に統一しているという考えである。

会長　他にはありませんか。
無いようですので、次に進みたいと思います。
次は、さまざまな人権問題への取り組みということで、分科会に分かれて協議していただきました。修正案について、事務局より提案をお願いします。

事務局　【事務局より説明】
１．同和問題（部落差別）

会長　部会で出された意見をもとに修正した案を説明いただきました。意見等ありましたらお願いします。

委員　いただいた文書の中に説明が無かったのですが、２ページの中段「現在もなお～」のところが、そっくり無くなっているのですが、何故でしょうか。

事務局　ここの部分は、前々回の時にも議論があったと思うのですが、「現在も～」の表記は、１ページ中段の身元調査についての記述を付け加えた段落に、具体的にインターネット上での差別を助長する行為についての記述があり、重複するのでこちらに入れるということと、これ以降の相談体制等の記述については、先ほどの委員からのご指摘にもありましたが、他の項目に記述がありますのでそちらに入れるという議論がなされたように認識して

おりますので、本日の説明には入れていませんでした。

会長　今、ご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

委員　私は２番のはじめに、先ほどの部分を入れてほしいと思っていました。なぜなら、「部落差別解消推進法を受けて～」とかも含めて、部落差別解消推進法について何の文言も無くなってきているので、入れるべきではないかなと思います。

会長　「部落差別解消推進法」という文言がほしいというところですね。

委員　例えば、（２）施策の推進方針のところの一番初めに、「２０１６年１２月に部落差別解消推進法（正式名称）が施行されました。その趣旨・目的を受けて、同和問題の解決に向けて、相談体制の充実、教育啓発の推進、実態調査等の取り組みを進めます。また、被差別当事者の心理ケアと生活自立支援が必要です。」というような文言を入れていただくと良いのではないかと思いました。

会長　どうでしょうか。このような文言を入れていただくということでよろしいでしょうか。
　頷いていただいているということで、推進方針の冒頭のところに文言を入れていただきたいと思います。
　ほかにはありませんか。

委員　３ページを読みなおしながら、子どもの問題を入れるかどうかで迷ったのですが、学校教育における同和教育の推進と、教材の研究とかそういうことはどこに入れたらいいのかと。子どものところに入れたらいいのか、すごく迷いました。県の検討会でも、このことが、そういう方向で研究を進めていかなければならないということで進んでいるので、鳥取市においても、施策の中にも入れたいなと思いました。ただ、先ほども言いましたけど、場所がここでいいのかということがあったので、後で研鑽していただけたらと思います。

会長　学校教育に関することについてですが、皆さんはどのようにお考えでしょうか。ご意見がありましたら。

委員　私はすべての項目で入れてほしいくらいです。子どものところに入れると、子どもの人権に関わることなので、どうなのかと思うところがあります。学校教育に関することは是非入れていただきたいです。

委員　事務局の方も教育委員会との調整みたいなことがあるかもしれませんので、調整していただけますか。

事務局　そうですね。学校教育に関わるところは、こちらが一方的に書きましたということにはなりませんので、調整します。

委員　記入の問題ではないのですが、１ページの赤字の説明はおかしいと思います。「法務省の表記としました。同和問題（部落差別）」については、「同和問題」という言葉の方が周知の面で有効であるからこういうふうにして、ただし、ここが表すのは部落差別の問題ですよということで括弧表記するということだと思うのですが、次のイコールを用いた説明はおかしくないですか。例えば、本来は「部落問題」と表現していたものを、その時の歴史的経過を踏まえた時に、それを「同和問題」と表現しただけであって、本来「部落問題」も「同和問題」も意味することは同じです。ただし、「部落差別＝差別行為等」ではなく

て、「部落差別」というのは、被差別部落に生まれた、又は、住んでいる、又はその系譜をもつことによって受ける差別のことを言うわけで、「差別行為等」ではないですよね。ということで、この説明はちょっと「？」です。

事務局　少し不十分なところがあると思いますが、「部落問題」と「同和問題」は委員のおっしゃる通り、イコールですが、「部落問題」と「部落差別」といったときには、社会問題としての部落問題という捉え方と、部落差別＝差別行為等という限定的な書き方ではありますが差別関係のことを言っているので、若干表現するものが違うので、「同和問題」という単純な書き方も出来ないし、「部落差別」という単純な書き方も出来ないしというところがあった上に、法務省が丁度いい「同和問題（部落差別）」という書き方をしているので、これを採用させてもらいましたという趣旨です。ですので、社会問題という具体的な差別をいう意味での表現のところは少し整理して考えたいという意味です。

委員　わかりました。

会長　タイトルの表記は「同和問題（部落差別）」でよろしいですか。

事務局　これも部会で議論したのですが、他の人権問題では例えば「障がいのある人」とか「～人」というタイトルが多いのですが、これをあえて「～人」にすると、「部落出身者」とか「部落の人」という表現にならざるを得ないのですが、そうなると、そもそも「部落民」とはどういう規定があるのだとか、部落出身者をどう捉えたらよいのかということで、議論が難しくなってくるので、ここはひとまず法務省が使っているような、先ほど申し上げたような問題意識も含めて、法律を所管している法務省の表記に合わせての表記が、現状で言えば適当かという判断です。

会長　では、同和問題と部落差別はイコールでの説明がなければ、同じものと捉えても問題ないということでしょうか。

委員　私は、提起はこれでいいですよという話です。なぜなら、先ほど事務局から説明があったように、一つは「同和問題」という名称の方が広く知られているということ、合わせて今回は、法律は「部落差別」の解消ということになったので、「部落問題」という表現を使った方がよいのではという提起でしたが、さっきも言ったように「部落差別」というのは差別のありようそのものを示すもの、そして「問題」というのは社会問題を示すということで、両方を包含できる表記が望ましいということで「同和問題（部落差別）」という提案だというふうに受け止めましたので、それで理解しました。ただし、この書き方で説明が無かったので、私自身がこれだけでは不十分だと思い、部落差別＝差別行為等だけでは不十分でしょうと思ったのと、もう一つは先ほど「部落問題」についてはやはり、他の差別と違うところは、被差別部落という土地の問題とかを含めて出てきますので、人ということだけには限れない状況もあるので、いろんなことを検討しながら、この表記にしていただいたと思いますので、私はこれでいいというふうに思っています。

会長　それでは、タイトルは「同和問題（部落差別）」でよろしいでしょうか。
はい、ありがとうございます。
他にはありますか。無いようでしたら次に移ります。

事務局　【事務局より説明】
２．男女共同参画に関する人権問題

委員　　４ページ上から３段落目、「また、少子高齢化、生産人口の～４月に『国では』」だと思います。これまで鳥取市のことを言ってきているので、ここに「国では」という言葉を入れた方が良いのではないかと思いました。それと、下から３行目「今後、女性がさらに社会に参画していく中で～」というふうに書かれていますが、ここの文章はすべて女性がしなければならない事のように読めてしまいます。なので、「今後、女性がさらに社会に参画していくためには、鳥取市においても～」にしてはどうかと思いました。そして最後の行で、「解消していくことが必要であり～」と「は」を「が」に変えた方が読みやすいと思います。それと、５ページですが、「そのためには、～男女双方の視点を反映することが望まれます。」とありますが、施策で「望まれます」という表現を使うのかなと思って、ここは「反映できるようにしていきます」等の表現がよいと思います。「望まれます」というのは、なんとなく第三者的な表現だと思います。ここの表現を考えた方が良いと思いました。

会長　　最初の「国では」という表記は入れていただけたらと思います。それと、最後から３行目の「女性が～」というところですが、「参加していくためには、鳥取市においても」に修正し、文章の整合性をはかっていただきたいと思います。次の「望まれます」のところは、やはり文言を変えた方が良いと思います。
　他のところはどうですか。無いようでしたら次に移ります。

事務局　　【事務局より説明】
　３．障がいのある人の人権問題

委員　　１２ページの施策の推進方針の３行目「障がいのある人に対する差別の防止」と書いてありますが、これは障害者基本法、鳥取市の障害者計画に基づいているということですので、この計画の中では「防止」ということになっているのでしょうか。まずそこを教えてください。障害者差別解消法では、差別を「禁止」するという項目になっていますので、どちらの表現が良いのかということです。私は、できれば新しい法律の方を使っていただいて、「禁止」という表現にしたらどうかと思っています。二点目は、施策の中に「合理的配慮」の問題が出てこない。もう一つは、これらの施策を進めていくうえで、地域の実情に応じてということなので、地域支援協議会のようなものをつくって問題の解決を図っていくということが解消法の中にあったような気がします。とすると、この「地域支援協議会」を入れた方が良いのではないかと思ったので、合理的配慮の問題と地域支援協議会の問題をどうするかというところ。それと、施策の表現の仕方なのですが、１３ページの①は、「障がいのある人の～意思決定の支援」とありますが、実際次に書かれているのは同じ文章ですよね。説明でもなんでもなく、同じことを繰り返して書いているというふうに思いますので、ここは「障がいのある人の意思、また自己決定を尊重している社会に向けて支援を行います。」みたいに、一つにまとめてはどうかと思いました。

会長　　差別の「防止」というのはどうでしょうか。

事務局　　確認したうえで、検討します。

会長　　合理的配慮・支援地域協議会についてはどうでしょう。法律には謳われていますので、どこかに入れていただけたらと思います。１０ページの上から３行目の「行政機関等」と書かれており、「等」がついているので行政だけという意味ではないのですが、読まれた方に「行政だけがすればいい」と捉えられても困るので、会社や店を経営している事業者に対しても求められていることなので、「等」ではなく、「会社や店などの事業者」という

ような文言を入れていただけたらと思います。検討してみてください。
　それでは、次に行かせていただいてもよいですか。

事務局　【事務局より説明】
　４．子どもの人権問題

会長　私の方から２点ほどお願いがあります。１６ページの、修正したと言われた「児童相談体制の～」の部分ですが、やはり難しい文章であると思います。「妊娠期から切れ目のない～」の前に「市町村における」をもってきて「市町村における、妊娠期から子育て期まで切れ目のない児童相談体制の強化、虐待の未然防止や早期発見を中心とした取り組みを行い～」とした方が、すっきり読めるかなという気がします。もう一つは１８ページですが、年号を書き足してありますが、この年は国連が採決した年ですね。ただ、この文章だと「平成元（１９８９）年「子どもの権利条約」」と、つながらないので、１９８９年をとるのであれば「国連が採択した」との文言が必要だと思うし、日本が批准したのが１９９４年なので、どちらを採るのかということにもなるかと思いますが、文章が続かないので、どちらか入れていただきたい。
　皆様からご意見等はございませんでしょうか。

委員　県等で言うと、例えばいじめの問題等のことで、インターネットのパトロールづくりが行われていると思うのですが、市に関係がある場合は連携しながら取り組んでいると思うのですが、施策の所に書き込まなくてもよいのかと思います。ネットパトロールという施策があると思うのですが。市の単独ではなく、県と連携してといった書き方になるとは思いますが。

会長　この件に関しても、教育委員会等と協議をしていただけたらと思います。
　他にはありませんか。では次に行きたいと思います。

事務局　【事務局より説明】
　５．高齢者の人権問題

委員　現況なのかなと思うのですが、今実際に介護基本法も変わってきました。私が危惧しているのは、要支援の１・２と要介護という段階に分かれていますが、例えば、今まで要支援の２だった方が、デイサービスにいけていたのに、これからの事業になると、それはもう地域でみてもらう仕組みになっていくが、そうなった場合に、介護を必要とする人が介護を受けられないという状況が生まれるのではないか。地域のネットワークをつくると書いてあるので、そのあたりのことも視野に入れて書かれていると思いますが、「介護が必要な方が、介護支援が受けられない状況をなくしていきます」というような文言が必要かなと思いました。そういう意味でいうと、さっき言った「地域での高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みます」ということが繋がっていくのかなと思いますので、現況に少し触れた方がいいのかなと思いました。

会長　現況に触れるということも検討していただけますでしょうか。

事務局　そうですね。高齢社会課と現状について把握しながら、言葉の追加等を考えていきたいと思います。

会長　２１ページの最初の文章ですが、「６５歳以上の～６，４３７人となっています。」というのは、全部で何人いらっしゃってのこの数字なのかなと思いました。人数をだされて、多

いのか少ないのか。多分、多いのだと思いますが、比較する数字がほしいかなと思いました。

委員　　高齢者福祉の問題について、例えば要介護の３～２などの健康寿命を延ばすということで、本人も努力されて、３から２になったために、施設に入れないとか、置いてもらえなくなったとか、何のために頑張ってやってきたのか・・・ということが、現実問題としてあるのだなと、矛盾点として、高齢福祉課の方でもそれは理解されていますが、国の施策にも関係してくる事なので、なかなか難しいとおもいます。今、委員が言われた事は、もっともな話で、これをどのようにしてこの中に入れていったらいいのかなと思いながら聞いていたのですが、鳥取の場合、地域包括システムというシステム自体が「通える範囲内」というのが、だいたい中学校区。ところが今、教育委員会でもやっているのが、校区自体が合併して大きくなったために、国としては「歩いて３０分で通える距離」としているのを、鳥取市は同じ３０分でも「車で３０分で通える距離」としているが、はたしてそれで良いのか。いろいろ考えるが、難しい問題であると思う。

会長　　今、委員からいただいた意見と、委員からいただいた意見とをもって、ご相談いただきたいと思います。他にはございませんか。では、次に行きたいと思います。

事務局　　【事務局より説明】
６．外国人の人権問題

委員　　２５ページの「ヘイトスピーチ解消法が施行され～」となって、以下その法律の説明かと思うのですが、法律を見ていただければ分かると思いますが、第２章に基本的な策として、「相談体制の整備」「教育の充実等」「啓発活動等」となっています。実際に法律の説明なら、法律の文言のとおりにしたらどうかと思います。それと、２７ページ⑤の文章の中に、「法律に基づいた人権啓発及び教育の充実」となっていますが、「相談体制の整備」も同じように入れた方が良いと思います。相談体制の整備があってこそ、ネット上の書き込み等にも対応できるのではないでしょうか。前後しますが、２６ページの現状と課題の最後の段落の「外国人も～共生社会を構築していきます。」の部分で、「地域社会の一員として」となっていますが、「地域社会の住民として」の方が良いと思います。そのあとの、「共に安心して生活できる共生社会～」のところは意味が重複しますので、「共に安心して生活できる社会」としてはどうかと思います。同ページの施策の推進方針の②「外国籍市民の～目指します」のところは、なんだか抽象的で具体性に欠けるので、市民参画のあとに「制度の確立を推進し」といった「制度」という言葉がつかえないでしょうか。これは要望ですが、制度として取り組んでいただかないと、被差別者の思いや立場が反映されず、いつまでたっても同じことの繰り返しだと思います。多数の無関心層にも関心を持っていただくことは出来ないと思います。

会長　　たくさんご意見をいただきました。「共生社会」という言葉はたくさん出てきています。２６ページ中段の「地域社会の一員として」のところは「地域社会の住民として」に変えていただきたいという意見をいただきました。これについては皆さんどうでしょうか。そのあとの「共生社会」の「共生」を取ってはどうかとの意見もいただきました。これは取るということでよろしいですね。同じページの②の部分で、制度として取り組んでほしいとのご意見もいただきました。文章を見直さなくてはならないと思います。

委員　　文章というよりは、鳥取市としてどういうふうに取り組みを進めていくのかということです。制度を作り上げるのか、ただ単に「推進」という言葉で表現を終わらせるのか。

委員　　現状と課題の中で、２５ページの５行目ですが、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動、こういったことが個別に対策を講じるよう、ここで謳われているのですが、これを受ける形で、鳥取市はどう考えていくのかということになるのかなと思います。

会長　　この辺りのことは、事務局で確認していただかないと、こちらとしては何とも言えない部分である。

事務局　　大変大きなテーマであり、一担当課だけでできる話ではないので、特に参政権等大きな国の方針とも関わってきますので・・・。

委員　　法律を受けた形の文言にするとか、具体的なところに踏み込むとまた難しくなってくるが。

事務局　　法律ができたことを踏まえて、市として何かできることの考え方等を、考えたいと思います。

会長　　２７ページの⑤にも「相談体制の整備」を追加するということでよろしいですよね。

委員　　それと、２５ページの部分も法律と同じ文言にしたほうが良いと思います。

委員　　この項目は、一度整理されたほうが良いと思います。

委員　　法律はネットでも見ることができますので、一度読んでいただいたらと思います。

委員　　この法律のところで言うと、対策は打ってあるのだけれども、不当な差別的言動の解消ということを目的としているので、そこをしっかり書き込んで、そのために国と地方公共団体による相談体制の整備、教育活動の実施、啓発活動の実施を行いますということをきちんと謳った方が良いということですね。

会長　　では、もう一度見直しをお願いします。他にはありませんか。
　無いようですので、次に行きたいと思います。

７の病気にかかわる人の人権問題。

事務局　　この件につきまして、自死の問題をどう捉えるかということがありまして、この項目に含めるのか、新たな項目を作るのかということで、あらかじめお配りさせていただいた素案は７の項目に含めたものですが、事務局でもいろいろ協議をさせていただいて、改めてもう一つ、今日お配りさせていただいたものを説明させていただきたいと思います。７の項目から自死のところだけを抜粋して、新たに１７の項目で５ページに「自死に関わる人権問題」ということで分けさせていただき、現状と課題のところをもう少し詳しく書かせていただき、さらに施策の推進方針について捉えさせていただくという形で、７の項目から外して新たな項目として別にさせていただければということで、改めてこちらの方で提案させていただければと思いますので、ご検討をお願いします。

委員　　賛成です。郵送で送られてきた素案を見たときに、出された意見と素案とが合っていないし、心配したが、今日ここに来て机の上を見て安心しました。県でも取り上げられていないところについて踏み込んで取り上げていただいたということで、関係される方は心強いかと思います。こういった形で項目を分けて提示していただいて良かったと思います。

それで、施策の推進方針のところにゲートキーパーについて書かれていますが、これは、これから実施するものですか、既に実施しているのでしょうか。それと、ホームページを見ると、命の電話とかがやっているところに触れられていないので、その辺の判断もどうだったのかなと思います。当然、継続していかれるものだと考えていますが、このあたりの充実・強化についても謳っていただければと思います。

会長　　ありがとうございます。その他にはございませんか。

委員　　ハンセン病問題に関してですが、２８（1）ページの年号です。3行目の「平成２１（２００９）年」のところ、それから３０（3）ページでは、「平成２０（２００８）年」の施行となっていますが、２００９年が正しいと思いますので、訂正をお願いします。もう一つ、２８（2）ページの年号の下ですけども、「ハンセン病回復者やその家族が安心して暮らすには十分ではありません」という表現はボンヤリしていますので、「現状と課題」ということですので、「暮らすことができない現状があります」という表現にしてはどうかと思います。

会長　　年号については直していただいて、「十分ではありません」というところの文章を変えてはどうかとのご意見でしたがどうでしょうか。

委員　　前回の協議会でも、当事者やその家族の問題についてクローズアップすべきとの話でしたので、是非ともこの文章にして頂ければと思います。

会長　　わかりました。他にはどうでしょうか。

委員　　２９（3）ページの８（3）行目です。「さらに、認知症であることを～」とありますが、ここ最近認知症について学ぶときに、「予防」が主になってしまい、「認知症になっても大丈夫」という「その人はその人である」という視点が弱くなっている気がします。何故、本人が認知症であることを知られたくないかというと、認知症に対する否定的な見方が存在しているが故ということを前に書かないと「その人が言わないだけではないか」と捉えられかねないと思ったので、「社会にある、認知症者に対する否定的な見方」というような表現があったほうが分かりやすいと思いました。施策の方で言うと、サポーターの育成ということが要るのではないか。外出する等含めて、そういうサポーターの育成を図るというようなことも必要だと思いますし、相談し辛いこともあって、だからこそ福祉の方でも地域の中で認知症になられた人たちが過ごせるようなカフェがあったり、いろいろな工夫があると思うので、そういったことの促進をさらに進めていくようなことも必要かなと思いました。先ほども出たのですが、命の電話の相談事業について、財政上の問題があると思う。寄付を募るなども行っているが、（事業そのものが）あまり補助対象になっていなくて、研修を受けるために県外に行くときも助成が無いというのをテレビで聞いたことがある。「この問題に関わってみたいが、お金を出してまでは（研修に）行けない」というインタビューも流れていた。そういったところの支援もしながら、社会の中で支える仕組みづくりが必要ではないかと思います。もう一つ、３０（3）ページのハンセン病問題の（2）施策の推進方針を見ると、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の施行をふまえ～」と書いてありますが、この法律の中には、ハンセン病回復者やその家族の名誉の回復ということも入っています。そういう文言を必要ではないかと思いますので、法律を確認していただいて、どこまで書けるかということもあると思いますが、このあたりもほしいなと思います。

会長　　先ほどの現状のところについては、ハッキリと言い切ってしまうということでよろしい

ですね。それと、今、委員が言われたところですが、「認知症であることを～」の前に、何故知られたくないのかというところの一文を入れていただきたいということで、お願いします。３０（3）ページのところは、法律のある「名誉の回復」の文言について、それも入れていただいたらどうかということです。あと、サポーターの育成について、認知症カフェ等の取り組みの推進についても入れていただけたらということでした。

終了を１６時としますと、時間があと１０分程度ですが、いかがいたしますか、８番まで行って、本日はここまでということにしましょうか。

事務局　皆様がよろしければ、時間の許す限り議論が出来ればと思いますが。

会長　時間になったら抜けられる方もあるようですので、まずは、１６時までに８番にいきましょうか。

事務局　【事務局より説明】

８．個人のプライバシーの保護

会長　それでは、ご意見はありますでしょうか。

委員　この相談窓口はどこになるのでしょうか。例えば、先日、私のケータイに０１２０という番号から電話がありました。取らまいと思ったのですが、母親の介護の関係で頼んでいた荷物があったので、もしかしたらそれかもと思い電話をとったら、「奥様でいらっしゃいますか。換金業です」と言われて、「は？換金業ってなんですか？」から始まりまして、「私の番号をどこで調べられたのですか」と聞いたところ、「公安の許可を得て、パソコン上でランダムに数字を組み合わせた番号に掛けさせてもらっている」とのことでしたので、「公安の許可を得られているのですね。では会社名を教えてください」と言ったらガチャっと切られたんですね。何だか、こういう事って、とても気持ちが悪い。こういうことってどうやって防いだらいいのかしらって、どこに相談に行ったらいいのだろうと思ったので、相談窓口の事を聞いてみました。市民からの相談窓口についても書かれた方がいいと思いましたので、私の体験をお話ししました。

会長　相談窓口について入れていただけますか。

事務局　そうですね。相談内容によっていろいろな窓口があると思いますが、消費の関係であったり、プライバシーのところで電話番号が調べられたということの相談窓口もあると思いますので、こちらで検討させていただきます。

会長　先ほどの自死のことを確定させていませんでした。新たな人権問題の一つということで、１７番目に取り入れるということでよろしいですか。では、命の電話のことや地域で取り組みが行われているけれども、なおそれ以上にというような文言も入れていただければと思います。

では、時間になりました。退席される方もおられますので、本日はここまでにしたいと思います。本当は今日で全部議論する予定だったのですが。

事務局　本来ですと、今日全部議論できればと考えていたのですが、出来なくて申し訳ありませんでした。スケジュールの関係で、１２月にパブコメをするように考えておりまして、素案をある程度形作ったものを提示させていただきたいと考えておりまして、それを踏まえてご意見をいただいて、市民の意見と皆様の意見を集約させていただいて、最終的なものを作っていきたいと考えておりますので、できればパブリックコメントに出す素案をある

程度集約させていただきたいと思います。ですので、できれば時間の許す限り議論ができればと思いますが・・・。

会長　　事務局より説明がありましたが・・・。

委員　　でも、残れる人が少なかったら閉会せざるを得ないと思います。そうは言っても。

事務局　　では、提案ですが議論できていない９から１６について、今言っていただけることは言っていただいて、あるいは意見を送っていただいて、それをもとに修正したものを次回提示させていただくということではいかがでしょう。

会長　　意見を送るということにしましょうか。

事務局　　では、意見集約の締切と次回の日程を今日決めさせていただきたいと思います。

委員　　１２月の市報にこういうものですという要点を載せて、改定案はホームページ等で公開するということですよね。まず次回の開催日を決めてから逆算して集約の締切を決めてはどうですか。

事務局　　第５回目の協議会について、この会場を抑えている日が、１１月の２０日午後・２１日午後・２２日午前です。いかがでしょうか。

次回会議を１１月２２日（水）午前に、意見集約締切日を１１月１日（水）に決定

それでは、本日の議事が終了いたしましたので、これをもちまして、本日の会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

お疲れさまでした。